

障害者介助等助成金

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

なお、①及び③の助成金は対象となる障害者が雇用されて1年を超える期間が経過しており、介助等に十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

⑥の助成金は、対象となる障害者の雇入れ、勤務時間延長、配置転換、業務内容変更、職場復帰または企業在籍型職場適応援助者助成金に係る支援の終了日から6か月を超える期間が経過している場合は、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額等	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害者を重複する者	3/4	配置1人 月15万円 委嘱1人 1回1万円 年150万円まで	10年間
○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱			委嘱1人 1回1万円 年24万円まで	
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続	・3級以上の乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者を重複する者 ※住宅勤務の者も対象	2/3	配置1人 月13万円 委嘱1人 1回9千円 年135万円まで	5年間 (①の支給期間の終了後)
○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続			委嘱1人 1回9千円 年22万円まで	
③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱	6級以上の視覚障害者	3/4	委嘱1人 1回6千円 年28万8千円まで (障害者9人までの場合)	10年間

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額等	支給回数
④障害者相談窓口担当者の配置助成金 ○障害者の合理的配置に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 ※在宅勤務の者も対象	新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」	【専従の場合】(2人まで) 1人につき月額8万円 ただし、障害者相談窓口担当者の給与月額(通勤手当等を含む総支給額をいいます。)の3分の1の額が8万円を下回る場合は、その額を支給額とします。 (最大6カ月) 【兼任の場合】(5人まで) 1人につき月額1万円 ただし、障害者相談窓口担当者の給与月額(通勤手当等を含む総支給額をいいます。)の10分の1の額が1万円を下回る場合は、その額を支給額とします。 (中小企業:最大12カ月、その他最大6カ月)	1回 ※1事業所単位
		障害者相談窓口担当者が研修を受講	専門機関等に研修受講費として支払った額の3分の2の額(円未満切り捨て)(最大20万円) 研修を受講した障害者相談窓口担当者1人につき時間額700円(上限月10時間かつ10人まで)。ただし、増配置に伴い助成を受ける障害者相談窓口担当者は人数から除く。	
		相談窓口業務等を専門機関に委託	委託経費として支払った額の3分の2(上限月額10万円かつ最大6カ月)	
⑤職場復帰支援助成金 ○職場復帰のために必要な職場適用の措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 精神障害者 (発達障害のみ有する者を除く) <ul style="list-style-type: none"> 難病患者 高次脳機能障害のある者 ※在宅勤務の者も対象	中途障害等により1か月以上の休職を余儀なくされた者が職場復帰するための次の職場適応措置 ①時間的配慮 ②職務開発等 ③②に伴う講習	①②:月額4万5千円(中小企業:6万円) ③半年:2~9万円(中小企業:3~12万円)	1年間
⑥職場支援員の配置または委嘱助成金 ○業務遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 発達障害者 難病患者 高次脳機能障害のある者 	対象労働者を雇入れ、勤務時間の延長、配置転換、業務内容変更、職場復帰又は企業内籍型職場適応援助者による支援の終了の日の翌日から6か月以内に職場支援員を配置(雇用、委嘱)	配置:短時間労働者以外の者 月額3万円(中小企業:4万円) 短時間労働者 月額1万5千円(中小企業:2万円) 委嘱:1回1万円(月額4万円が上限)	2年間 (精神障害者は3年間)

- (注) 認定申請書の提出期限: ①、③の助成金…配置または委嘱する日の前日まで
 ②の助成金…①の助成金の支給期間の終了する日の前日まで
 ④の助成金…対象となる措置を行おうとする日の前日まで
 ⑤の助成金…対象障害者の職場復帰の予定日の前日から起算して3週間前の応当日まで
 ⑥の助成金…配置・委嘱を行った日の翌日から起算して3か月後まで

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております (<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>)。